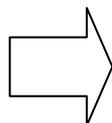


第8回逗子の未来協議会 テーマ「市民参加」を考えるヒント

1. 現状

- 逗子市には平成17年に制定した「逗子市市民参加条例」があります。
- この条例の目的は、
 - ◆ 市の行政活動における
 - ◆ 市民参加の手続きを定め、
 - ◆ 市民参加を適正に運営することにより



市民が望む豊かで
住みやすいまちを
めざすこと

2. これから

- 自治基本条例に、「市民参加」を位置付けることを想定しています。
- 市民参加条例は15条あり、すべてを自治基本条例に盛り込むことは現実的ではありません。そこで、自治基本条例には「市民参加」についての“一番大切な考え方”だけを位置付け、詳細については市民参加条例で規定する、という形にしようと考えています。

3. 論点

※グループワークを充実させるため、以下のようなことを少し頭の中で考えてきてください。

- 「市民参加」は何のために行うのか。
- 「市民参加」は必要か。
- 「市民参加」をすると、どんないいことがあるのか。
- 「市民参加」は権利か、義務か。
- どうしたら「市民参加」がもっと進むのか。
- もっと有効な、新しい「市民参加」の仕組みはあるか。 など

4. 当日の進め方（予定）

- 第7回のふりかえり
- 「市民参加」について質問
- 自治基本条例と市民参加条例
- 市民参加条例の内容と課題
- グループ話し合い

<参考>

他の自治体の自治基本条例では、「市民参加」はこのように規定されています。

(市民の権利) / 川崎市

市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(多様な参加の機会の整備等) / 川崎市

市は、事案の内容、性質等に応じて、(略)、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(参加の原則) / 平塚市

市民、議会及び市の執行機関は、市民が議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、及び行動すること並びに意思決定の過程にかかわることを原則とします。この場合において、市民は、参加しないことによる不利益な扱いは受けません。

(市民の権利) / 平塚市

2 市民は、議会及び市の執行機関に対して、まちづくりに関する次に掲げる権利を有します。

- (1) 情報を知る権利
- (2) 参加をする権利
- (3) 協働をする権利

(市政参加) / 小田原市

市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること（以下「**市政参加**」という。）ができる機会を拡充するように努めなければならない。

2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。